

議案第 21 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

44	保育所嘱託医	年額 218,000 円 内科健診 1 回につき保育時 1 人 195 円を加算
45	保育所嘱託歯科医	年額 109,000 円 歯科検診 1 回につき保育児 1 人 195 円を加算

」を「

44	保育所嘱託医、認定こども園嘱託医及び認定こども園学校医	年額 1 園につき 221,000 円 園児 1 人につき 550 円を加算
45	保育所嘱託歯科医、認定こども園嘱託歯科医及び認定こども園学校歯科医	年額 1 園につき 221,000 円 園児 1 人につき 520 円を加算

」に、「

77	子ども発達総合支援センター嘱託医	年額 218,000 円 内科健診 1 回につき利用児童 1 人 195 円を加算
----	------------------	--

」を「

77	子ども発達総合支援センター嘱託医	年額 221,000 円 児童 1 人につき 550 円を加算
----	------------------	---------------------------------------

」に、「

123	学校医及び学校歯科医	中学校、小 学校	年額 221,000 円 生徒、児童 1 人につき 410 円を加算
		幼稚園	年額 218,000 円 園児 1 人につき 390 円を加算
124	学校及び幼稚園薬剤師	年額 154,000 円 兼任校（園）1 校につき 40,000 円 を加算	

」を「

123	学校医	中学校及び小学校	年額 1 校につき 221,000 円 生徒、児童 1 人につき 550 円を加 算
		幼稚園	年額 1 園につき 221,000 円 園児 1 人につき 550 円を加算
124	学校歯科医	中学校及び小学校	年額 1 校につき 221,000 円 生徒、児童 1 人につき 520 円を加 算
		幼稚園	年額 1 園につき 221,000 円 園児 1 人につき 520 円を加算

」に改め、第 132 号を第 133 号とし、第 125 号から第 131 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 124 号の次に次の 1 号を加える。

125	学校薬剤師	中学校及び小学校	年額	1校につき 154,000円
		幼稚園及び認定こども園	年額	1園につき 40,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。